

公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会定款43条の規定に基づき、防衛大学校への研究助成の目的で財団、企業等の団体から受ける寄附金の取扱いについて、次のように定める。

平成25年4月1日

公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会

理事長 西原 正

研究助成金取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会（以下「本会」という。）が、防衛大学校（以下「防大」という。）の教官等の研究助成の目的で、財団、企業等の団体（以下「企業等」という。）から受ける寄附金（以下「研究助成金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規則で、研究助成金とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 研究助成金（特定指定分野）

企業等が、本会に対し、特定の研究分野を指定して、防大の教官等の研究のために寄附するもの

(2) 研究助成金（研究調査プロジェクト）

防大が研究分野を指定した研究について、本会がそれに対する寄附金を企業等に広く公募し、企業等がそれに応じて寄附するもの

(研究助成金の使途)

第3条 研究助成金は、防大における科学技術及びその他の学術研究（以下「科学技術等」という。）に関する助成事業の一環として、防大に勤務する教官等（以下「担当教官等」という。）が行う科学技術等に関する研究の助成に使用するものとする。

(受入れの制限)

第4条 寄附金取扱規程第7条各号に掲げる場合のほか、研究助成金の寄附の受入れに際し以下の条件が付されている場合には、当該研究助成金は受け入れることができない。

(1) 研究の成果物を企業等に無償で使用させ、又は無償で譲渡すること

(2) 寄附金の使用について、企業等による会計監査が義務付けられていること

(3) 寄附金を受け入れた後、企業等が自己の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること

(秘密保持契約)

第5条 本会は、寄附を受ける企業等と秘密保持契約は結ばない。なお、企業等が防大又は担当教

官等と秘密保持契約を結ぶことは妨げない。

(受入れの決定)

第6条 研究助成金の受入れは、理事長が決定する。

(成果物の帰属)

第7条 研究助成金の成果物の帰属については、法律、政令等の定めるところによる。

(研究成果の報告書等)

第8条 担当教官等は、当該研究を中止又は終了したときは、その旨及び研究成果についての報告書を作成し、本会に提出するものとする。

2 担当教官等は、当該研究が複数年度にわたる場合は、毎年度末の研究実施状況及び研究助成金の執行状況を速やかに報告するものとする。

3 本会は、第1項の報告書及び前項の研究実施状況について、寄附を受けた当該企業等に提供することができる。

(委員会の設置)

第9条 研究助成金による助成事業を適正かつ円滑に実施するため、本会に、理事長の諮問機関として、研究助成金選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議事項)

第10条 委員会は、次の事項を審査し、理事長に答申するものとする。

(1) 研究助成金を受けるために申請のあった研究計画についての審査

(2) その他研究助成金に関する諮問事項

(委員会の構成等)

第11条 委員会は、委員5名をもって構成する。

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した委員の補欠として委嘱された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

5 委員長は、委員の互選とする。

6 委員会は、必要に応じ、委員長が召集する。

7 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

8 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

9 委員会の議決は、議長を除き出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、委員長の指定する事項について説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(謝金等)

第12条 委員には、謝金及び交通費その他の必要な費用を払うことができる。

2 前項の謝金の金額は、理事会の承認を得て、理事長が定める。

(管理経費の徴収)

第13条 本会は、企業等の寄附金から管理経費を徴収するものとする。

(研究助成金の管理等)

第14条 研究助成金については、一般の寄附金と混同しないように管理するものとする。

2 本会は、研究助成金の経理を明らかにするために、帳簿を備え付けるものとする。

(委任規定)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、常務理事が定める。

附 則

この規則は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会の設立登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。